



議案第九十八号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり、三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十九年十二月二十四日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五十九年拾貳月廿五日

三朝町条例第 号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与に関する条例（昭和二十八年条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「一万二千三百円」を「一万三千二百円」に、「三千八百円」を「四千二百円」に、「八千三百円」を「八千九百円」に改める。

第十条の二第二項第一号ロ中「六千八百円」を「七千二百円」に改める。

第十一条第二項第一号中「一万七千六百円」を「一万八千三百円」に、「二千八百円」を「三千四百円」に改め、同項第二号中「二千四百円」を「二千六百円」に、「四千七百円」を「五千円」に、「六千四百円」を「六千八百円」に、「八千二百円」を「八千七百円」に改め、同項第三号中「一万七千六百円」を「一万八千三百円」に、「二千八百円」を「三千四百円」に改める。

第二十一条第三項中「四十一万二千元」を「四十二万六千元」に改める。

別表第三及び第四を次のように改める。

別表第三 行政職給料表（第三条関係）

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1			125600	107500	
2	183500	153400	132000	112800	88000
3	191200	160400	138500	118800	90700
4	199000	167400	145000	125500	93600
5	206800	174700	151700	131500	96600
6	214600	182200	158200	136500	99900
7	222400	189600	164600	141300	103600
8	230300	196800	170900	146000	107500
9	238300	203900	176200	150200	111300
10	246400	210700	181500	154100	114700
11	254500	217500	186600	157900	117800
12	262700	224200	191600	161600	120500
13	271000	230800	196600	165300	123200
14	279100	237200	201000	168000	125500
15	286600	243500	205300	170700	127700
16	293700	249100	209600	173400	129800
17	299400	254600	213500	176000	131400
18	304700	258600	216800	178400	
19	308500	262100	219900	180400	
20	312100	265400	222200		
21	315700	267900	224500		
22	319300	270400	226800		
23	322900	272800	229000		
24		275200	231200		
25		277600			
26		280000			

別表第四

医療職給料表（第三条関係）

職務の等級	1 等 級	2 等 級
号 給	給料月額	給料月額
1	243800 円	212800 円
2	254400	223100
3	264900	233400
4	275400	243800
5	285900	254300
6	296400	264700
7	306800	275100
8	317200	285500
9	327600	295800
10	337900	306100
11	348200	314900
12	357800	323500
13	367200	331700
14	376400	339800
15	385600	347900
16	394600	355900
17	403100	363800
18	411700	371600
19	420200	377800
20	426700	383700
21	433000	389200
22	437300	392900
23	441600	396600
24	451600	
25	459400	
26	466600	
27	472400	
28	477200	
29	482000	

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の三朝町職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

（最高号給を超える給料月額の特替等）

2 昭和五十九年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に推算されることとなる期間は、町規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の三朝町職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、町長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、

町長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

5 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく町規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(町規則への委任)

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。